

## 【重要連絡】

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済的影響により家計が急変した学生に支援措置を実施いたします。

要件に該当し、必要と認めた場合は授業料減免等の対象となる可能性があります。書類等の提出が必要となりますが詳細については、経営戦略局総務課までご相談ください。

※家計急変の者に対する選考の基準は、令和元年・令和2年の所得金額が令和3年の所得金額の1/2以下になっている場合（給与所得以外は確定申告書等の所得金額）。又は令和4年の所得見込額が令和元年・令和2年・令和3年と比較し1/2以下になっている場合とする。令和4年の収入減少後の給与明細等をもとに令和元年・令和2年・令和3年の所得金額と比較して1/2以下になっている場合などとする。

### 提出書類

- ① 奨学申請書（ホームページからダウンロード又は総務課窓口で配布）
- ② 添付書類

※源泉徴収票又は所得証明書（令和元年・令和2年分・令和3年分）、又は令和4年の所得見込額がわかる書類（給与明細等）、そのほか国・地方公共団体など公的機関が実施する公的支援の受給証明書（厚生年金保険・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予、持続化給付金など）

### 提出方法

レポート提出ボックス又は郵送

### 提出期限

令和4年9月30日（金）

※メールでの問い合わせや申請書類の受付はしておりませんのでご注意ください。